

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 4月 17日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 東京都港区芝4-1-23	
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
AGCセラミックス株式会社	
代表取締役 太田 将	
電話番号 03-5442-9172	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、令和7(2025)年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	石塚硝子株式会社 岩倉工場
事業場の所在地	愛知県 岩倉市 川井町 1880番地
計画期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	07:職別工事業
② 事業の規模	元請工事:463百万円
③ 従業員数	25人(当該事業に関わった人数)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	出先工事現場:石塚硝子(株) 岩倉工場内 瓶ガラス槽窯定修工事に伴い発生した廃棄物において 分析結果により特定有害判定になったもの。 1、特定有害燃え殻(レンガ屑等) → コンクリート固型化(無害化) → 管理型埋立最終処分 2、特定有害燃え殻(煙道堆積物) 3、特定有害汚泥(窯上堆積物) → 溶融 → 再生碎石(スラグ)リサイクル

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
石塚硝子株式会社 岩倉工場 定修工事 現場代理人		AGCセラミックス株式会社 エンジニアリングセンター 廃棄物担当	
		特管産廃 収集運搬業者 特管産廃 処理業者	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排出量	169.45 t	5.84 t
	(これまでに実施した取組) 無害廃棄物との区画を明確にし、混合になって増量してしまうことを未然に防止した。		
② 計画	【目標】令和7年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	排出量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 前年度実績は数年に1度の定修工事（スポットの更新工事）であるため、当年度の発生予定は無い。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類：燃え殻 分別に関する取組：無害の廃棄物との区画を明確にし、混合になって増量してしまうことを未然に防止した。		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度実績は数年に1度の定修工事（スポットの更新工事）であるため、当年度の発生予定は無い。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	無し		
② 計画	【目標】 令和 7年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	発生予定無し		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 令和 7年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
発生予定無し			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し		
② 計画	【目標】令和7年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 発生予定無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	全処理委託量	169.45 t	5.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.77 t	5.84 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 処分業者の現地確認を、定修工事前に実施している。		

② 計画	【目標】 令和 7 年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生予定は無いが、発注者と解体工事内容を協議し、再資源化できる よう検討していく。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 2022年より電子マニフェスト（JWNET）運用中。 今回は数年に1度の定修工事（スポットの更新工事）であったが、 引き続き、電子マニフェストの適正な使用（運搬・処理の実行の随 時確認）を継続していく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。